

許認可等の内容	被保険者証の交付		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第9条第2項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
審査基準			
国民健康保険の被保険者証の交付は、法令に定めるところにより行うが、その具体的な決定は、次の事項等を判断して行う。			
1 法第5条の「住所を有する者」とは、次のとおりとする。			
(1) 住民基本台帳に記載されている者であること。ただし、転入の当初より他所に移転することが明らかであり、かつ、在住の期間が極めて短期間に過ぎない者の取扱いについては、国民健康保険の趣旨から「住所を有する者」と認定しない。また、住民基本台帳に記載されていない者が現に市に定住している場合は、定住の意思と定住の事実の両面について調査し、生活の本拠が市にあることを確認することができる場合に認定することとなるが、具体的には民生委員の証明等により客観的に確認できる場合には、「住所を有する者」と認定する。			
(2) 外国人の場合は、「外国人に対する国民健康保険の適用について（平成4年3月31日付け保発第41号厚生省保険局国民健康保険課長通知）」の第1及び第2並びに「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和42年1月21日付け保発第2号厚生省保険局長通知）」の1による。			
2 法第6条各号の適用除外事由に該当しないこと。 法第6条各号の適用除外事由に該当する者には、被保険者証の交付は行わないが、法第6条各号の適用除外事由に該当しないこととなった場合の確認は、資格取得届に添えて提出された適用除外事由に該当しなくなった旨の証明書により確認する。			
3 退職被保険者の被扶養者の認定は、法附則第6条第2項によるが、その具体的取扱いは、「退職被保険者の被扶養者の認定について（昭和59年8月27日付け保発第79号厚生省保険局長通知）」による。			

許認可等の内容	療養費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第54条第1項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
標準処理期間	2月	設定日	平成6年10月1日
審査基準			
療養費を支給すべき場合は、法第54条第1項及び第2項に規定されているが、具体的には次の事項等を判断して行うものとする。			
1 「国民健康保険法施行事務の取扱について（昭和34年1月27日付け保発第4号厚生省保険局長通知）」第7の2による。			
2 法第54条第1項の「困難であると認めるとき」とは、次に掲げる場合とする。			
(1) 被保険者が、通常利用できる地域内に保険医及び保険医療機関がない場合			
(2) 医師の同意を得て補完的に行う柔道整復術、はり、きゅうの施術、治療用装具の支給を受けた場合			
(3) 輸血のための生血代の場合			
3 法第54条第1項の「保険者がやむを得ないものと認めるとき」とは、「国民健康保険法施行事務の取扱について」第7の2に定める場合のほか、次に掲げる場合とする。			
交通事故によって負傷した場合等の事由で、第三者により保険医療機関でない医療機関に搬送された場合			
変更日 平成12年12月19日			

福祉 5 - 3

許認可等の内容	訪問看護療養費の承認		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 54 条の 2 第 1 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	2 月	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>訪問看護療養費の承認は、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行について（平成 6 年 9 月 9 日付け保発第 96 号・庁保発第 29 号厚生省保険局長・社会保険庁運営部長通知）第一の II の 4 による。</p>			

福祉 5 - 4

許認可等の内容	特別療養費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 54 条の 3 第 1 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	2 月	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>被保険者資格証明書を提示して受けた療養に係る特別療養費の支給は、「特別療養費に係る療養についての事務処理について（昭和 63 年 5 月 23 日付け保険発第 71 号国民健康保険課長通知）」による。</p>			

許認可等の内容	移送費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 54 条の 4 第 1 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	2 月	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準 移送費は、次に掲げる場合に支給するが、その具体的な取扱いは、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について（平成 6 年 9 月 9 日付け保険発第 114 号厚生省保険局国民健康保険課長通知）」の第 5 による。			
変更日 平成 26 年 4 月 1 日			

福祉 5 - 6

許認可等の内容	日雇労働者等の特別療養費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第 55 条第 1 項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
標準処理期間	2 月	設定日	平成 6 年 4 月 1 日
<p>審査基準</p> <p>被保険者が日雇特例被保険者（日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者）又はその被扶養者となったため国民健康保険の資格を喪失した場合において、その時点で現に次に掲げる療養の給付等を受けているときは、その者は、当該疾病又は負傷及びそれが原因で発した疾病について当該保険者から療養の給付等の支給を受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養又は特別療養費に係る療養 老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養又は老人訪問看護療養費に係る療養 介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（療養に相当するものに限る。）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（療養に相当するものに限る。） <p>なお、法第 55 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定により次の場合には、当該療養の給付は行われない。また、6 の場合以外は、法施行規則第 28 条第 4 項の規定によりその時点で特別療養証明書を保険者に返納しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> その者が他の健康保険制度の被保険者若しくは被扶養者になったとき、又は生活保護法による保護を受けることになったとき。 その者が国民健康保険の被保険者となったとき。 被保険者の資格を喪失した日から 6 か月を経過したとき。 健康保険法第 5 章の規定に基づく日雇特例被保険者として療養の給付等を受けることになったとき。（資格喪失原因に基づく給付） 介護保険法の規定により療養の給付等に相当する給付を受けることになったとき。 健康保険法第 145 条の規定に基づく特別療養費等の支給を受けることになったとき。（日雇特例被保険者への給付要件を未だ満たしていない者への救済措置） 			
<p>変更日 平成 12 年 4 月 1 日</p>			

福祉5-7

許認可等の内容	高額療養費の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第57条の2第1項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
標準処理期間	2月	設定日	平成6年10月1日
審査基準 高額療養費の支給要件、支給額、支給に関して必要な事項は、法施行令第29条の2で定められているが、申請があった場合は、次の事項等を判断して支給する。 「国民健康保険における高額療養費支給制度の実施について（昭和48年11月16日付け保発第43号厚生省保険局長通知）」による。			

福祉5-8

許認可等の内容	特定疾病の認定		
根拠法令及び条項	国民健康保険法施行令第29条の2第7項		
担当課	保険年金課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成6年10月1日
審査基準 被保険者が健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養を受けた場合に厚生労働省令の定めるところにより高額療養費として支給するものであるが、支給要件については、次の事項等を判断して行うものとする。 「国民健康保険における高額療養費支給事務取扱いについて（昭和59年9月29日付け保発第73号厚生省保険局国民健康保険課長通知）」及び「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について（平成18年9月29日付け保国発第0929002号）」による。 <div style="text-align: right;"> 変更日 平成13年1月6日 変更日 平成18年9月29日 </div>			

福祉 5 - 9

許認可等の内容	入院時食事療養費の標準負担額減額の認定		
根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 第 1 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>入院時食事療養費の標準負担額減額の認定は、「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて（平成 6 年 9 月 9 日付け保険発第 118 号・庁保険発第 8 号厚生省保険局保険課長・社会保険庁運営部保険管理課長・同庁運営部保険指導課長通知）の 2 から 4 までによる。</p>			

福祉 5 - 10

許認可等の内容	入院時食事療養費の標準負担額減額に関する特例の認定		
根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第 26 条の 5 第 2 項		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>入院時食事療養費の標準負担額減額に関する特例の認定は、「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて（平成 6 年 9 月 9 日付け保険発第 118 号・庁保険発第 8 号厚生省保険局保険課長・社会保険庁運営部保険管理課長・同庁運営部保険指導課長通知）の 5 による。</p>			

許認可等の内容	特別徴収の中止		
根拠法令及び条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 23 条第 1 項第 3 号		
担 当 課	保険年金課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 20 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法施行令第 23 条第 1 項第 3 号の規定により、「普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」と市町村が認めるもの」とは、次の事項に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取市口座振替申請書が金融機関で受理されていること。 2 普通徴収となった場合に滞納が見込まれないこと。 3 後期高齢者医療保険料特別徴収中止申請書が提出されていること。 			